

様式第1号（第2条関係）

（表面）

クリーニング所開設届及び構造設備検査請求書

年 月 日

（提出先）

川越市保健所長

届出者 本 籍
住 所
氏 名

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

生年月日

電話番号

下記のとおりクリーニング所を開設したいので、クリーニング業法第5条第1項の規定により届け出るとともに、同法第5条の2の規定により構造設備についての検査を請求します。

記

1 名称（屋号）

2 所在地
電話番号

3 届出事由の別 新規・営業譲渡

※ 営業譲渡（クリーニング業法第5条第1項に規定する届出をした業者から当該営業を譲り受けること。）の場合、5及び7から10までに掲げる事項のうち、変更がない事項の記載を省略することができます。

変更の有無 有（ ）・無

4 開設の予定年月日

5 構造設備の概要 別紙のとおり

(裏面)

- 6 管理人を置いた場合は、その者の本籍、住所、氏名及び生年月日
- 7 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名及び生年月日並びに登録番号
- 8 従事者数
- 9 営業の種別（該当するものの番号を○で囲むこと。）
 - (1) 一般
 - (2) リネンサプライ
 - (3) 取次
- 10 クリーニング業法第3条第3項第5号に規定する洗濯物の取扱いの有無

添付書類

- 1 施設の案内図
 - 2 施設の平面図
 - 3 設備の配置図
 - 4 他にクリーニング所を開設し、又は無店舗取次店を営んでいるときは、当該クリーニング所又は無店舗取次店ごとに、クリーニング業法施行規則第2条各号に掲げる事項を記載した書類
 - 5 営業譲渡の場合は、当該営業を譲り受けたことを証する書類
- ※ 営業譲渡の場合、1から3までの書類について変更がない場合に限り、当該書類の添付を省略することができます。

届出時に確認する書類

- 1 登記事項証明書（届出者が法人の場合のみ）
- 2 クリーニング師免許証（営業譲渡の場合、変更がない者に限り、確認を省略することができます。）